

○墨田区重症心身障害児（者）等介護者支援事業実施要綱

平成27年3月31日

26墨福障第1930号

改正 平成30年2月1日29墨福障第2184号

(目的)

第1条 この要綱は、墨田区に住所を有する重症心身障害児（者）等の家庭に看護師を派遣し、一時的に家族に代わって医療的ケア及び介助等を行うことにより、障害児（者）等の健康の保持及びその家族のリフレッシュによる福祉の向上を図るために実施する墨田区重症心身障害児（者）等介護者支援事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、墨田区とする。ただし、区長は、第7条第1項の規定による利用の決定、第12条第1項の規定による決定の取消し及び第14条第1項の規定による指示書の助成に関する事務を除き、この事業を適切に運営することができると思われる事業者（以下「事業者」という。）に委託して実施することとする。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、次に掲げる要件の全てを満たす者のうち、現に介護を行う家族等がいる者とする。

- (1) 墨田区内に住所を有する者であること。
- (2) 在宅で生活している者であること。ただし、次のいずれかに該当する場合を除くものとする。

ア 被介護者が通所施設等を利用している者にあつては、通所が可能である場合

イ 被介護者が特別支援学校等へ通学する者にあつては、通学が可能である場合

- (3) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 18歳に達するまでに、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳のうち1級若しくは2級程度の交付を

受けている者（下肢又は体幹に係る障害に限る。）、同程度の身体障害を有するに至った者であり、かつ、18歳に達するまでに、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく愛の手帳若しくは療育手帳のうち1度若しくは2度の交付を受けている者又は同程度の知的障害を有するに至った者であること（重症心身障害児の区分、大島分類1～4に該当する者）。

イ 別表第1に定める人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児であること。

(4) 現に医療保険法等により訪問看護サービスを利用し、医療的ケアを受けている者であること。

2 前項の規定にかかわらず、同項に準ずる者で、特に区長が必要と認めるものについては対象者とすることができる。

(事業内容)

第4条 事業は、訪問看護サービスの提供を事業所に委託し、第7条第1項の規定による利用の決定を受けた対象者の家庭に看護師を派遣することにより行うものとする。

2 前項の規定により派遣する看護師は、医療的ケア及び介護等を家族等に代わって行うものとする。

3 前項の医療的ケアは、医師の指示書に基づき行うものとする。

(派遣回数及び派遣時間)

第5条 看護師の派遣は、1年度の間には24回を超えない範囲で月4回を上限とし、1回当たり2時間から4時間までの1時間単位で行うものとする。

(利用の申請)

第6条 事業を利用しようとする者（その者が18歳未満であるとき、又は意思を表示することができないときは、その保護者）は、墨田区重症心身障害児（者）等介護者支援事業利用申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に医師の指示書を添えて、区長に申請するものとする。ただし、現在利用している訪問看護サービス

の指示書がある場合は、医師の指示書に代えることができる。

(利用の決定)

第7条 区長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査するとともに、身体的状況、世帯の状況等を調査し、速やかに事業の利用の可否を決定し、事業の利用を認める場合は、別表第2に定める利用者負担区分（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条第1項第1号から第4号までに掲げる支給決定障害者等の区分に該当する者に準ずるもの）によって当該利用者負担額を決定し、墨田区重症心身障害児（者）等介護者支援事業利用決定通知書（第2号様式。以下「決定通知書」という。）を申請者に、墨田区重症心身障害児（者）等介護者支援事業看護師派遣決定通知書（第3号様式。以下「派遣決定通知書」という。）を事業者に交付し、事業の利用を認めない場合は墨田区重症心身障害児（者）等介護者支援事業利用不承認通知書（第4号様式）を申請者に交付するものとする。

2 事業の利用期間は1年以内とし、再申請により継続して利用することができる。

3 区長は、第1項の規定による調査において必要な場合は、医師の診断書等の提出を求めることができる。

(費用負担)

第8条 前条第1項の規定により利用者負担額が生ずる者は、サービス提供終了後、別表第2に定める利用者負担額を当該サービス提供事業者^に直接支払うものとする。

(秘密の保持)

第9条 事業者は、その業務を行うに当たって、障害者等の人格を尊重し、当該障害者等及びその家族に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(派遣の手続)

第10条 第7条第1項の規定による利用の決定を受けた者（以下「利用認定者」という。）が看護師の派遣を必要とするときは、指定した事業者^に直接申し出るものとする。

2 申出を受けた事業者は、次に掲げる事項及び派遣決定通知書の内容について確認し、派遣の可否を利用認定者に連絡するものとする。

- (1) 派遣日
- (2) 派遣時間数
- (3) 申出者の負担額
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項
(変更届)

第11条 利用認定者は、決定通知書の内容に変更があった場合には、墨田区重症心身障害児（者）等介護者支援事業内容変更届出書（第5号様式）を区長に提出するものとする。

(決定の取消し)

第12条 区長は、利用認定者が次のいずれかに該当するときは、事業の利用を認める決定を取り消すものとする。

- (1) 利用認定者が第3条第1項各号のいずれかに該当しなくなったとき、又は同条第2項の対象者でなくなったとき。
- (2) 利用認定者が事業の利用を辞退したとき。
- (3) 不正利用と認められるとき。

2 区長は、前項の規定により事業の利用を認める決定を取り消したときは、墨田区重症心身障害児（者）等介護者支援事業取消通知書（第6号様式）を利用者に交付するものとする。

(費用の支払)

第13条 当該事業に要する訪問看護サービスの費用は、別表第3に掲げる費用負担区分に応じた時間単位の単価により、区から実施事業者を支払うものとする。

(指示書の助成)

第14条 第6条の規定により申請者が当該事業に係る医師の指示書を新たに提出した場合、区長は、年度ごとに1回、3,000円を上限として、別表第2に定めるところにより、自己負担額を差し引いた額を助成するものとする。

2 前項に規定する助成金を申請する場合は、墨田区重症心身障害児（者）等介護者支援事業医師指示書経費助成申請書（第7号様式）に、その経費を支払った旨が確認できる書類を添えて申請するものとする。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、福祉保健部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

別表第1

医療的ケア（以下のいずれかのケアを受けていること。）	
①	人工呼吸器管理
②	気管内挿管、気管切開
③	鼻咽頭エアウェイ
④	酸素吸入
⑤	6回／日以上の高頻回の吸引
⑥	ネブライザー 6回／日以上又は継続使用
⑦	中心静脈栄養（IVH）
⑧	経管（経鼻・胃ろう含む）
⑨	腸ろう・腸管栄養
⑩	継続する透析（腹膜灌流を含む）
⑪	定期導尿（3回／日以上）
⑫	人工肛門

※1 人工呼吸器管理には、毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン・NIPPV・CPAPなどを含む。

※2 定期導尿（3回／日以上）には人口膀胱を含む。

別表第2

区分		利用者負担額（訪問看護）			利用者負担額（指示書）	
		2時間	3時間	4時間		
生活保護	生活保護受給世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に関する支援給付受給世帯		0円	0円	0円	0円
低所得	区民税非課税世帯		0円	0円	0円	0円
一般1（障害者）	区民税課税世帯	区民税所得割が16万円未満の世帯	370円	550円	740円	70円
一般1（障害児）	区民税課税世帯	区民税所得割が28万円未満の世帯	180円	270円	360円	30円
一般2	区民税課税世帯	上記以外の世帯	1,500円	2,200円	3,000円	300円

別表第3

区分		(訪問看護)			
		2時間	3時間	4時間	
生活保護	生活保護受給世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に関する支援給付受給世帯		15,000円	22,500円	30,000円
低所得	区民税非課税世帯		15,000円	22,500円	30,000円

			円	円	円
一般1 (障 害者)	区民 税課	区民税所得割が16万	14,630	21,950	29,260
		円未満の世帯	円	円	円
一般1 (障 害児)	税世 帯	区民税所得割が28万	14,820	22,230	29,640
		円未満の世帯	円	円	円
一般2		上記以外の世帯	13,500 円	20,300 円	27,000 円

様式 省略